

新型コロナウイルス感染症対策第3次対応検証結果報告書 概要

1. 目的

2023年（令和5年）5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置も終了したことから、第2次検証後の本市の対応（第6波～第8波）を振り返るとともに、対応についての検証を行うことで、今後の感染症対応にいかしていく。

2. 検証対象期間

2021年（令和3年）10月1日～2023年（令和5年）5月8日（第6波～第8波）

3. 報告書構成

【第1章】 時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き

【第2章】 対応の検証

第1節	感染拡大防止対策と医療提供体制の確保	第2節	報道対応と広報
第3節	市立学校園	第4節	保育所・学童保育施設等
第5節	社会福祉施設等	第6節	個人向け支援策
第7節	事業者向け支援策	第8節	職員・組織・庁舎
第9節	物資備蓄体制	第10節	市有施設等
第11節	意思決定		

【第3章】 次の感染症危機への備え

【巻末資料】

感染者数の推移、各波における特徴など、第1波～第8波までの状況を掲載

4. 報告書概要

(1) これまでの検証や状況を踏まえ対応した事項

①受入体制等の強化

- ・自宅療養フォローアップセンターの設置による重症化リスクの低い患者への対応を集約【P27】
- ・要介護者の入院受入支援金の創設【P29】
- ・陽性妊婦出産受入支援金、陽性透析患者受入支援金の創設【P33】

②宿泊療養施設の強化

- ・ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟の入所定員を、20名程度から中等症の要介護の患者10名程度を増やし30名程度に拡大【P34】
- ・要介護者の緊急入院が必要になった場合、入院するまでの一時的対応のため、介護的ケア体制が整ったメディケアセンタービル6階に宿泊療養施設を開設【P36】

③相談窓口【P30、31】

- ・外国人検査相談コールセンターの開設
- ・後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口として、「後遺症相談ダイヤル」

の開設及び後遺症の現状把握のための実態調査の実施

④検査体制【P30、34、36】

- ・オミクロン株対応のゲノムサーベイランスなどの実施による変異株の早期検知

⑤ワクチン接種【P46、47】

- ・北区及び西区の公共交通機関の利用が困難な地域へ接種チームが訪問して接種を行う「こうべワクチンカー」を巡回
- ・高齢者等への接種予約の支援として、3回目接種と4回目接種の接種券に「おまかせ予約チケット」を同封

⑥市立学校園、保育所・学童保育施設、社会福祉施設等の取り組み【P65、74、81】

- ・感染防止対策を徹底したうえでの教育活動・運営の継続
- ・オンラインによる学習支援

⑦個人・事業者向け支援策【P87、95】

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などの各種個人向け支援策を実施したほか、事業継続支援や経営基盤強化のための各種事業者向け支援策を実施

⑧職員体制の確保【P111】

- ・ワクチン接種に向けた対応等に対し、人事異動、兼務発令、出務等により人員を配置し体制を確保

⑨庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の継続【P115】

- ・税証明のインターネット交付申請、市県民税申告の郵送提出勧奨、市県民税の申告期限の1か月延長、インターネット利用による市税の口座振替・自動払込の申込サービスの開始等の実施

(2) 取り巻く状況の変化に応じ対応した事項

①感染拡大による保健所業務の重点化・自宅療養者増への対応等

- ・重症化リスクをもつ対象者への支援に重点化するため、疫学調査や濃厚接触者への検査を当面の間停止【P27】
- ・オンライン診療や往診等にて、24時間対応する自宅療養支援の強化【P29】
- ・高齢者施設等職員への定期検査をプール検査から抗原定性検査に切り替え、検査回数頻回化（週1回→週2回）【P32】
- ・スマートフォンから入力ができるアプリ「健康観察入力フォーム」を開発し、自宅療養者の入力により健康状態を把握【P34】

②若年者対策【P32、P35】

- ・オンライン確認センターを設置し、抗原定性検査キットを無料で配布
- ・コロナ・インフル同時流行対策として、中高生に対して抗原定性検査キットを無料で配布

③ワクチン接種の促進【P39、P40、P41】

- ・接種間隔の短縮に伴う個別接種医療機関及び集団接種会場・大規模接種会場の拡充
- ・センタープラザ会場での夜間接種や地下鉄海岸線三宮・花時計前駅の特設会場「まちなか接種ステーション」の設置による、若年層向けの接種促進
- ・こうべE-mail接種券の導入

④事務・権限の移譲【P60】

- ・指定都市の実情に応じたきめ細やかな対応を可能とするため、指定都市市長会による要請・提案の実施

(3) 次の感染症危機への備え

①感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

- ・次の感染症危機に向けて、国や県の動向を見ながら神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを検討
- ・保健師の人数（300人）を維持し、迅速かつ機動的に対応できる体制を整備
- ・神戸市健康科学研究所のゲノムサーベイランス技術力を常に最新のものに更新
- ・新・西市民病院の機能・体制を第二種感染症指定医療機関と同程度に確保することにより感染初期の医療提供体制を確保
- ・指定都市への十分な権限と財源移譲の要望

②報道対応と広報

- ・市民に正しい情報を適時、適切に届けるよう、記者会見やホームページ等によるタイムリーな情報発信や広報紙やメッセージ動画による分かりやすい情報提供
- ・新たなテクノロジーを積極的に活用し、より多くの市民に必要な情報を届ける広報の実施

③市立学校園、保育所・学童保育施設、社会福祉施設等

- ・ICTを活用した効果的・効率的な情報発信の実施
- ・基本的な感染症対策を実施するとともに、常時換気ができるよう計画的な施設整備の実施

④個人向け支援策

- ・デジタル化やマイナンバーの活用による手続きの簡略化など、時代に合わせた給付優先体制の構築

⑤事業者向け支援策

- ・関連業界団体や個別事業者との日常的な意見交換などによる、市内事業者の環境や課題の把握と必要な施策の実施

⑥職員・組織・庁舎

- ・ICT化やDXの取り組みの推進とともに、業務の優先度に対する考え方を整理することなどによる職員の応援体制の確保に向けた検討
- ・職員の心身の健康把握とメンタル不調の未然防止等への適切な対応

⑦物資備蓄体制

- ・現物備蓄と協定に基づく流通備蓄の2段構えの体制による物資の確保

⑧市有施設等

- ・非接触型のサービスの活用と更なる導入の検討
- ・施設利用やイベント開催に制限がかかった場合におけるサービスの継続や代替手段の検討